

公立大学法人名古屋市立大学広告掲載要綱

平成26年8月28日

事務局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）が保有する資産を広告媒体として活用するために必要な事項を定めることにより、自己財源の確保を図り、もって法人の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において広告媒体とは、印刷物、ウェブページなど、法人の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(広告の募集)

第3条 広告を掲載する課、室の長（以下「所属長」という。）は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を定め、実施するものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体
- (2) 規格
- (3) 掲載期間
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) 広告の掲載料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体ごとに必要な事項

(範囲)

第4条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの

- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの

(掲載)

第5条 第3条の定めるところにより選定が実施された場合には、所属長は、その結果について局長（事務局長及び病院企画局長をいう。以下同じ。）の承認を得なければならない。この場合において、局長が当該広告内容等について不相当と認める場合には、所属長は、改めて選定を実施するものとする。

2 所属長は、前項の承認を得た後でなければ、当該広告掲載を実施することができない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、発布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。